

筑西市議会総務企画委員会

会 議 録

(令和3年第1回定例会)

筑西市議会

総務企画委員会 会議録

1 日時

令和3年3月8日（月） 開会：午前10時 閉会：午前11時57分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

- 請願第 1 号 JR水戸線ワンマン化に伴う安全対策の実施に関する要望決議等の採択を求める請願
- 議案第30号 令和2年度筑西市一般会計補正予算（第18号）のうち所管の補正予算
- 議案第37号 筑西市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第40号 筑西市墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第54号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（分割付託）
- 議案第56号 令和2年度筑西市一般会計補正予算（第19号）のうち所管の補正予算
-

4 出席委員

委員長	津田 修君	副委員長	三澤 隆一君			
委員	中座 敏和君	委員	稲川 新二君	委員	石嶋 巖君	
委員	尾木 恵子君	委員	箱守 茂樹君	委員	赤城 正徳君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 谷島しづ江君

委員長 津田 修

○委員長（津田 修君） ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立をいたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序でございますが、お手元に配付いたしました順番で、先に請願1件を審査していただき、その後執行部に入室していただき、補正予算議案2案、条例議案3案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、まず、請願第1号「JR水戸線ワンマン化に伴う安全対策の実施に関する要望決議等の採択を求める請願」について審査願います。

なお、請願提出者から説明と意見等の陳述があります。また、この請願は、請願事項について、筑西市から東日本旅客鉄道株式会社へ要望書の提出、もしくは要望決議を求めていますので、参考としてお手元に決議（案）を配付してあります。

それでは、請願提出者の説明と意見等の陳述をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○請願提出者 本日は貴重な時間ありがとうございます。着座にて若干の説明をさせていただきます。

まず、自己紹介から。私はJRの企業内組織であります国鉄労働組合、そこで書記長をしております〇〇〇と申します。私たちの取組及び請願の内容について簡潔に説明をしたいと思います。

まず、私たち、請願をさせていただいた4組織について紹介をいたします。私たち4組織は、JRの企業内の3労働組合、国鉄労働組合、JR東日本労働組合、動力車労働組合と、鹿島臨海鉄道の同じく企業内労働組合であります鹿島臨海労働組合となっております。会社間を超えて鉄道事業で働く労働組合で、利用者の安全を中心とした課題を持って取り組んでいます。問題などがあれば視察などを行い、またその中で交流も行いながら、安全・安定輸送に向けた議論展開をしている水戸地方鉄道関連労組という組織になっています。

基本的なことを最初に申し上げますが、このワンマン化について水戸線の沿線の市町村、笠間市、桜川市、筑西市、結城市、そこに対して請願及び市長要請を行ってきております。この取組で単に企業内の機械化、合理化、人件費削減といった形でワンマン化に反対をするといった点ではなく、ノーマライゼーションの推進と利用者、いわゆる市民、県民、その安全を基本に、健常者はもちろんですが、高齢者、障害者、いわゆるバリアフリー法の目的、理念に基づいた取組、そして駅周辺の治安維持確保を目的としての請願内容となっております。

3月13日から水戸線全線で、始発から終電まで全てワンマン運転となります。列車側カメラと運転席に備え付けられたモニターを利用して、車内での整理券の発行や運賃の収受は行わない「都市型ワンマン」と言われるものです。車掌を省略し、運転手1名での運行となります。

筑西市関係でのJRの駅は4駅、新治、下館、玉戸、川島があります。主に朝夕は通勤通学利用者が中心ですが、昼間の時間帯は病院への通院目的や、休日などは下館駅をメインに観光スポットとしてもご利用いただいております。

統計を見ますと、筑西市におかれましては、約10万人の人口という中で65歳以上が約3万2,000人、そう

いうふうに書いてありました。また、障害者手帳の配布数は約4,500名だというふうに聞いております。そのほか突発的な事故などで車椅子などを利用している人を含めると、介護等が必要な利用者数はそれ以上の数字になってくるとお考えです。

2017年度の統計を見れば、障害者手帳配付の方々の、毎日のように外出をするという数字が40%弱、逆に外出をしない、そういった方々の理由としては、移動手段がないという回答が20%を超えています。そういった意味も含めて、JRは一つのライフラインとして位置づけられます。

国鉄からJRに移行して既に35年を迎えていますが、国営から民営になったとしても、国民の足には変わりはありません。今回ワンマン化というJRの施策の中で見て、私たちも日本の少子高齢化や労働力の減少、これを再認識するとともに、ノーマライゼーションという視点で考えることが重要だと感じてきました。

私はJRで車掌をしています。無人駅が進んできた中で、不正乗車はともかく、無人化による駅周辺の治安を見てきています。また、車椅子の利用者でご負担をかけてきている実態も確認をしています。会社は機械化の設備増強でワンマン化は問題ないと、そういう言い方をしていますが、通常での運転の支障はないとしても、障害者、高齢者の利用環境や異常時、こういったものへの対応、または駅周辺の治安の悪化などで、不安要素は広がってしまうと懸念をしています。

筑西市の第5期筑西市障害者福祉計画も拝見をいたしました。その中で基本目標3項目や、「障害のあるなしにかかわらず、地域で自分らしく、豊かな生活をおくることができるまち・筑西」と、こういったすばらしいスローガンも拝見をしています。ぜひその機会に、ノーマライゼーションを皆さんも再認識するきっかけとしていただくことを、請願内容とともに要請をしたいと思いますので、取り計らいのほどお願いを申し上げまして、雑駁になりましたが、説明とさせていただきます。

本日は貴重な時間ありがとうございます。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対する質疑、ございましたら、お願いをいたします。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） ご説明ありがとうございます。説明の中で「ノーマライゼーション」という言葉を3回お使いになりました。その意味について、説明お願いいたします。

○請願提出者 ノーマライゼーションというのは、共有、共存……

○委員長（津田 修君） ちょっとお願いしておきます。発言のある場合、お手を挙げてお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

○請願提出者 ノーマライゼーションの意味ですが、共栄、共存という意味でございまして、障害者も健全者も一緒だよと、そこに向かって施策も含めて進めていくのですよという、そういった意味です。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） よろしいですか、ほかございませんか。

尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 今日は朝からお疲れさまです。

今回市に求めるということで請願が出ているわけですけれども、利用者の課題に対して皆さんは取り組

んでいるのだということをご説明ありましたが、結局この組合員の方たちがJRに直接要望とか、そういうを出したという経緯みたいのはあるのですか。いきなり私たちにではなくて、まずは自分たちの中で直接JRさんのほうに何か行動を起こしたとかというのはあるのでしょうか。

○委員長（津田 修君） それでは、請願提出者、お願いします。

○請願提出者 各労働組合でワンマン化に伴う提案があったわけなのですが、そこに伴って問題点や全てに対して団体交渉という形で会社に申入れを行ってきました。私たちの労働組合も14項目にわたって申入れを行って、安全の確保をどうするのかとか、要員の需給、どうするのかとか、お客様の安全をどうするのか、これはやってきました。しかしながら、今の時代の背景を見れば、会社体力とか増益収益とか、そういうのもありまして、しかしながら、いわゆる利用者の安全をどう確保していくのかということに視線を置いて、広く訴えたいということで各市町村にこの要請を出しているところです。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

○委員（尾木恵子君） 分かりました。

○委員長（津田 修君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 同じように沿線の市のほうにも出しているということですが、これは同じ時期に、今やはり同じ時期に出しているのですか、各市のほうには。

○委員長（津田 修君） 請願提出者、お願いします。

○請願提出者 提案を受けまして、団体交渉が終わって、11月の終わり頃に各市町村に回させていただきます。というのも、我々の団体交渉が終わらないと、やはりこういうのは市に求めたりしても矛盾が発生してしまうのかなというふうに感じまして、その時期については同じ時期に、ただその市町村、市町村によって、笠間市は12月の議会で検討していただきました。桜川市もきっと12月だと思っています。筑西市と結城市については、今日筑西市でお話をさせてもらっていますが、結城市はちょっと3月に間に合わないのだという連絡はいただいています。

以上です。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） よろしいですか、ほか。

稲川委員。

○委員（稲川新二君） 今日はお疲れさまです。

この中で車両整備の改善という文言がありますけれども、車載のカメラ以外にどんなものを考えているのか、JR側は。あと、利用者の安全を確保するための対策を講じてほしいという要望ですが、具体的にはどういった対策が考えられるのか、マンパワー以外。その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（津田 修君） それでは、請願提出者、お願いします。

○請願提出者 車載カメラというのは列車についているのです。ドア付近を全部映しているのですが、あと車内です。いわゆるホームの状況はどこも撮っていないのです。そこにちょっと不安全的な部分があるのではないかと。よく目の見えないお客様が転落をしたとかというものがあつたのですが、本来ならば人道的に案内をしてやる、会社ではなくて、お互い人間同士、それが好ましい姿かなというふうには思うのですが、いわゆる無人化で利用者も少ないとなれば、そういう環境も生まれないわけで、それ以外に言えば、マンパワーと言いましたけれども、笠間市なんかでは、昼間の時間帯は、いわゆる市の契約で駅の切符切

りという業務をやっているのです。稲田駅と福原駅、宍戸駅もそうです。そういったものが市町村で協力いただければ、いないよりもいたほうがいいことです。あとは、会社として安全をどう考えているのかというのは、やはり機体の状況と設備の状況しか会社は言わないです、できるのだ、できるのだと。

都会では、東京ではホームドアというのが設置義務になっているのです。しかし、過疎地に行くと、5両、6両までは、ホームドアがなくてもワンマン運転ができますよと、こういったルールが作られているので、それ以上求めたとしても、なかなかそこは穴が開かないので、ここは市町村と、我々もそうですけれども、調査して駅設備の充実や、やはり利用者の安全の担保をどうつくるのかという視点で見たほうが、使うほうは安心して使えるのではないかなと。

また、車椅子なんかは、駅の要員が配置をされなければ我慢をしてもらおうというのがJRの回答なのです。この列車乗りたいのだと電話をしても、ちょっといないから次の列車にしてくれと。しかしながら、障害者というのは本来なら自立するのが、これは理念であって、国の目標であるのですけれども、それはなかなかできない。そこはやはりマンパワーになってくるのだらうというふうに思います。あとエスカレーターとかエレベーター、こういった環境をきちんとまず整備をしてからワンマンにしたほうがいいのではないかなと、こういった考えです。今回の請願の1項目めの対策を講じることというのは、それなりにやっています。

○委員長（津田 修君） 稲川委員、よろしいですか。

○委員（稲川新二君） はい。

○委員長（津田 修君） ほかの方。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 経営者側はそろばんもはじくでしょうよ。また、それでワンマン化にしなくては採算が取れなくなってしまう、最後には水戸線も廃止せざるを得ないなんて、そういうことまで考えているのか、それともまた労使側は、皆さん組合側は、私どもも安全ということと言われると反対することはできません、正直。1人より2人、2人より3人いたのが安全ですから、それは。だからその辺りのところは、労と使の間ではどのような意見の交換をしたのですか。

○委員長（津田 修君） それでは、請願提出者、お願いします。

○請願提出者 最初にお話をしましたけれども、いわゆる単に合理化とか、効率化とか、収益とか、そういったものでワンマンを反対していこうという思いは、要員から見れば労働組合というのは必要ですけれども、みんなで考えようという位置づけで今日は申し述べておりますので、いわゆる労働力が少なくなっている。JR東日本でも今年は1,400名の採用、全体でしていますが、報道では。来年度は半分の700名です。JR西日本ではそれ以下の数字で、雇用の確保という中で見れば、今JRで進められているのは、1人が幾つもの役割を果たそうという、そういった計画で進んでいます。私が、例えば車掌だったら、運転手もできます、何でもできます。でなくては回らないわけです。

ですから、そういった面からすれば、会社の経営よりも人がいないというのが実態なのです。そこに我々は口をなかなか挟めない、経営論まで入れないというのが労働組合なので、経営論まで入るのは、これ経営者になっていってしまうので、そこはなかなか入れないのですが、やはりそこいらを段階的に進めていいのではないのかなということでお示しをしてありますので、会社と我々の認識の一致を我々は図っているつもりです。会社がどう受け止めているか分からないのですが。

先日も、ほかの組合なのですけれども、ワンマン反対というビラをまいている労働組合もあったというふうに聞いています。今の現実を見れば、こんなものは、はったり。

そういった中で我々はどうやって仕事をしていくべきなのかというのを考えておりますので、ただ単に経営不振になるからこれをやりたいとは会社も言いません。設備ができたのでやらせてもらいますという言い方になります。

以上です。

○委員長（津田 修君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 昔から、ここ下館は、「県西の雄・下館」と言われていたのです。今は合併して筑西市ですが。そして真岡線もある、常総線もある、そういう鉄道機関にも恵まれた地域で、だから労使の皆さんも、このワンマン化を認めれば会社がそのまま潰すのか、それともワンマン化になったら、会社そのものがなくなってしまったら、労使の皆さん、元も子もありませんから。そういうところが労使の間でもっと篤と協議して、それから私どもへ来てくれればいいのかなど思っているのですが、いかがでしょう。

○委員長（津田 修君） それでは、請願提出者、お願いします。

○請願提出者 労働組合からしては答えづらいところですが、やるべきことは会社の、労使間の交渉の中で行ってはきています。ただ状況を見れば、JR北海道なんていうのは赤字線から切っていくと、こんなのもあって、あと今水郡線を見れば、営業係数というのですが、1人当たり1.0が五分五分のコスト、あれなのですが、0.何ぼという赤字路線になっているわけです、常陸大子から先なんていうのは。それを会社はコストを考えれば、今バス等を利用できるものがあるのです。そういうふうに変えていくとか、ただ我々が危機感を持っているのは、その先には廃止だろうと。ですから水郡線の駅だけではなく、町全体の活性化をして、そこで改めてお客様に来てもらって、町が充実すれば列車に乗るわけですから、そこまでの議論は会社とは行ってきています。水戸線についてもその話はきちんとしてきたつもりです。

以上です。

○委員長（津田 修君） それでは、よろしいですか。

それでは、箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） ご苦労さまで。請願の趣旨をこう聞かせていただきまして、内部の人しか分からないような部分も問題提起されまして、本当にすばらしいと思うのですが、内容を見ますと、本来であれば、我々は市民からこういった要望を受けて、議会としてこんな動きを、要望書を出すような問題ではないかと思うのですが、それが内部の労働組合という方からこういったものが出てくるというのは、これがちょっとえっというような、何でこういうのを出したのかということと、それと団体交渉したと言いましたですね、団体交渉については、この件だけではないと思うのです、ほかにもいろいろあったと思うのですが、その辺のことについては、この件も含めてほかのことについて会社側との団体交渉、どんなことになったのですか、この件も含めて。会社側との団体交渉、受け入れてもらえなかったということなのですか、会社側では、団体交渉。

○委員長（津田 修君） それでは、請願提出者、お願いいたします。

○請願提出者 いわゆるコロナ禍の中での対応ではないわけですが、今回は。あくまでも、これまでも計画してきた中で、今の実施時期ということで会社はお話をしています。コロナ禍で利用者が少なくなったからこうするではなくて、何年も前からこれは計画を立てて設備を造って、安全の確保を取るのです、できま

すということで終始しています、会社側の回答は。また、それ以上の我々が危惧をする問題点について、大丈夫だ、大丈夫だ、大丈夫だなのです。そこではちょっと穴が開かないということで、私たち労働組合も沿線市町村というところに目を向けて、だからワンマン化反対ではなくて、いわゆる利用者の安全を守るという立場に立ってこの請願を出しているところでございます。

○委員長（津田 修君） 箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） そうすると、あれですか、会社側との団体交渉で、自分たちの考え方、要望が通らなかったの、今度は議会にこういった請願を出してもらおうよということによって上げてきたということなのですか。会社側との団体交渉で、自分たちの団体交渉でそういうような実現しないから、今度は議会のほうにこういった要望書を出してきたと、そういうようなことなのですか。

○委員長（津田 修君） 請願提出者。

○請願提出者 私はワンマン化に反対するということは一切言っていないので、これは利用者の安全を守るという立場でお話をしているわけです。ですから、会社では穴が開かないとかではなくて、最初にも申し上げましたけれども、ノーマライゼーションというものをもう一度再確認しようと、健全者も障害者も全てが共栄、共存できるような社会を目指していこうという、それをもって我々JRが国民の足であるという、そういった認識に立っていますので、それは各市町村にお願いができる事案だなということで要請をさせていただきました。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 中座委員。

○委員（中座敏和君） お疲れさまでございます。

今回これがもし市議会で、筑西市で請願が通りまして要望したと、会社のほうでこれをまた受け入れられないという形になった場合に、これから今後粘り強く労働組合さんでもやっていくのか、今回だけなのか、その辺はどういうお考えでいますか。

○委員長（津田 修君） 請願提出者、お願いします。

○請願提出者 民営の会社に各市町村が要望するというのは、基本的にはできないと思っているのです、これは、制度的に。ですから、ここに書きましたが、段階的に実施をしてほしいということ、そのうちにJRも市もそういう設備をきちんと造っていきましょうよという、この問題は契機だというふうに私は思っていますので、今回請願が議決される、されない、これは別として、こういうものをやはり国民、市民、県民が同じような立ち位置に立つというのが、最終的には私の目標でつくってきました。ですから、今後も通る、通らないは別にして、もしけが人が出た駅があれば、その改善を検証しながら求めていくと、こういった取組を、これは継続していきたいというふうに思っています。

○委員長（津田 修君） いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） では、石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 先ほどのご説明で、ワンマンになった場合に、その駅周辺の環境の悪化というご説明がありました。その具体的な事例とありますか、それがあればお聞かせいただきたいというのと、今安全ということでおっしゃいましたけれども、その安全の対象となる事故、事件とか、そういう危険なも

の、そういうのを具体的に。安全というと、誰も安全ならいいなというふうに受け止めますけれども、安全でないその対極にあるものの具体的な過去の事例とかあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（津田 修君） 請願提出者。

○請願提出者 治安の悪化というものは、例えばここで言えば玉戸駅です。今新治駅も無人になってしまいました。新治駅の特徴点を上げれば、駅員がいるときには駅員の管理があったわけですがけれども、今の状況を確認すれば、ごみはその辺に散らばっている。そして、いわゆる住所不定、無職ですか、そういう人たちのいわゆる朝までの生活の場ではないですが、そこに寝泊まりをしてしまう。また、一つは女子高生とか若い女性なんかも含めて、無人駅から1人、2人で降りる場合もあるのです、ほかのお客さんいないと。そういう場合に、駅前に例えばオートバイが何台も集まっている。そういった状況の確認をしています。ただそれが事件につながっているかというのは、そこは確信は持っておりません。私から見て危ないなという、そういった範囲でございます。

あと、安全の裏の、懸念する部分を言えば、一つは、先ほども言いましたけれども、見ている人がいない中で行けば、ホームから線路に落ちる場合もあるのです。ですから、人道でみんなが助け合えば、そういうのはなくなるというふうには思うのですが、そういった事象は確認をされています、水戸線ではないですが。

もう1つは、一つ事例を言えば、列車が止まりましたと、途中で。人身事故が発生しましたといったときに、駅員がいないので、管理駅から放送は流れるのですが、利用者が次にどういう行動を取っていいかわからないという、これ安全とは別なのですが、利用する上での不便が発生をしてしまう。お話しできる場所がないのです。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） では、もう1度、箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） 無人化ということですが、今まで駅員さんがいる中で、今度は無人化になりますよと、そういうようなときには、事前に駅のある行政のほうにはそういったものは連絡して、打合せしながら無人化にしていくということなのですか、無人化になるということは。請願提出者に分かるかどうかあれですが、事前にその地域の自治体にそういったものは連絡するとか、相談するとか、そういうことはあるのですか、分かる範囲で。

○委員長（津田 修君） 請願提出者。

○請願提出者 まず、会社は、例えば今回の新治駅の無人化に対しては、筑西市に何月何日から駅員を配置しません、無人でいきますという説明は、これは必ずやっていると思います。それで、オーケーが出て初めて労働組合に対して提案があるのです、新治駅を無人化させますよと。それで、地元市町村には説明済みですという、こういった、交渉の中ではやり取りは聞かされています。

ですから、無人になることに対して、その間、傾向になっているのですが、一つ一つ要求を立てて会社と、いわゆるそういう場でも団体交渉で、危なくないようなことを、不安全なことがないようにという団体交渉は行っていますが、今回は無人駅もそうですが、ワンマンで、2人の目よりも1人になってしまうのです。それで社員がどこまで対応できるのかというのが、これ一つ大きな問題だというふうに見えていますけれども、そこは会社は大丈夫だというような回答なので、ただワンマンにせざるを得ない状況は我々

も把握をしています。労働者がいないわけですから。だからそこもやはり全体でフォローできる、カバーできるような体制をつくっていただきたいというような内容でございます。

以上です。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 今日はありがとうございます。私も近くでやはり、鉄道駅での不審者の話です。地元自治会のほうでつい最近そういう話が上がって、犯人は見つかっていないのですが、被害に遭われた人たちが多いということちょっと何件か聞いておりまして、そういった部分、非常に大変切実だと思えます。それとあと、石嶋委員、さっき質問して、対象、いろいろな問題点の部分はお聞きしたのですが、ほかの4市以外でも、市民の皆様から直接要望というのは強く上がってきているのですか、ワンマン化に対して、もしくは鉄道に関するトラブル等に関して、市民の皆様から要望というのは当然上がっていると思うのですが、どうでしょうか、その辺。

○委員長（津田 修君） 請願提出者。

○請願提出者 私たちの労働組合の退職をした人たちが組織をしている鉄道退職者の会というのがあるのですが、そういった中でも筑西市に居住を持っている人たち、また桜川市とか笠間市にいますので、そこでやはり隣の人、隣のうちとか、そこも含めて、よくないよねというような話は聞いております。そういった要請もしていますし、鉄道退職者の会という組織の中でも、こういった動きがつけられているのではないのかなというふうには思っています。

（「分かりました、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

それでは、ないようですので。

請願提出者、ありがとうございました。

○請願提出者 貴重な時間、ありがとうございました。よろしく願いいたします。

○委員長（津田 修君） それでは、請願提出者の方のご退席をお願いいたします。

○請願提出者 ありがとうございました。

〔請願提出者退席〕

○委員長（津田 修君） それでは、請願第1号について協議を願います。

ご意見等、ございますか。ご意見なければ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） よろしいですか、採決のほうをお願いしたいと思います。

それでは、これより採決をいたします。

請願第1号「JR水戸線ワンマン化に伴う安全対策の実施に関する要望決議等の採択を求める請願」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手全員。よって、本件は採択と決しました。

なお、本請願は、筑西市への要望決議等の提出を求められておりますので、最終日に決議（案）を議員

提出議案として提出することになります。その際、提出者を委員長の私とし、賛成者を、ただいま賛成をいただきました委員の皆様といたします。

決議（案）の内容につきましては、お手元にお配りしてあるとおりでございますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、決議（案）のとおりといたします。

以上で、請願第1号の審査を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、次に執行部の入室を願います。

〔執行部入室〕

○委員長（津田 修君） それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議会基本条例第19号の申し合わせ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議に行うこととされておりますので、討議を希望される場合は挙手をお願いいたします。

それでは、各議案について、所管部ごとに審査してまいります。

まず初めに、総務部です。議案第30号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第18号）」のうち、総務部所管の補正予算について審査願います。

なお、議案第30号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決いたします。

初めに、管財課から説明を願います。

大谷管財課長、お願いいたします。

○管財課長（大谷公生君） 管財課の大谷でございます。よろしくお願いいたします。

議案第30号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第18号）」のうち、管財課所管の補正予算についてご説明いたします。

8ページ、9ページをお開き願います。第2表、継続費補正、1. 変更でございます。款2総務費、項1総務管理費、事業名、スピカビル本庁舎等改修事業、変更前総額1億1,145万9,000円、令和3年度年割額4,525万円を、変更後総額1億828万9,000円、令和3年度年割額4,208万円に変更をお願いするものでございます。これは本庁舎機能の集約、迅速かつ一体的な災害対応の強化及び行政運営の効率化等を図るため、下館庁舎に残る消防防災課及び情報政策課を本庁舎に移転するための庁舎内の改修工事を、令和2年度、令和3年度2か年で進めており、年割額の変更は令和3年度の工事の仕様変更によるものでございます。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を願います。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） この本庁舎に市役所を移転して、この令和2年度、令和3年度の1億828万9,000円を含めて、今までにどれだけここへ投資しているのでしょうか、お金がかかっているのでしょうか、お願いいたします。

○委員長（津田 修君） それでは、大谷管財課長、お願いします。

○管財課長（大谷公生君） 赤城委員さんのご質問にお答えいたします。

今回の継続費の変更を含めまして、手元に資料がないものですから正確ではありませんが、およそ20億

円を超えているものというふうを考えております。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第37号「筑西市職員の給与に関する条例の一部改正について」審査を願います。

それでは、総務課から説明を願います。

島村総務課長、お願いいたします。

○総務課長（島村信之君） 総務課の島村と申します。よろしく願います。

議案第37号「筑西市職員の給与に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、国の機関への派遣など遠隔地への出向に伴い、新幹線等を利用して通勤することが必要となる職員に対し、特別料金等に係る通勤手当を支給する規定を加えるため、改正をお願いするものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明いたします。1ページ目を御覧願います。今回の改正は、条例第10条の3につきまして、第2項の次に新たに2項を追加するものでございます。新たに追加する規定といたしまして、第3項は、新幹線等に係る通勤手当の支給対象職員について規定するものでございます。支給対象職員につきましては、国の機関への派遣などにより勤務地が変更となる職員であって、新幹線等を利用することにより、通勤事情が相当程度改善するものでございます。

続きまして、ページを返していただきまして、2ページを御覧願います。第3項第1号及び第2号におきまして、手当の額を規定しております。手当の額につきましては、1か月当たり2万円を限度として、新幹線等の特別料金の2分の1に相当する額を支給するものでございます。

続きまして、第4項は、国家公務員または職員以外の地方公務員等から市の職員になった者について、第3項の規定を準用することを規定するものでございます。

最後に、附則でございます。附則第1項は、本条例の施行期日についての規定でございます。

附則第2項は、今回の改正に伴いまして、本条例の規定を引用している筑西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、引用する項が2項追加されることから、改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議よろしく願います。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を願います。

尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 今回、要するに通勤の手当的なものだと思うのですが、これまで国のほうからも出張というか、そういうふうな職員の方は来たり何だりしていたと思うのですが、そういう部分というのは、今までは何のあれもなく自前でやっていたということになってしまうのですか。

○委員長（津田 修君） 島村総務課長、お願いします。

○総務課長（島村信之君） 尾木委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

これまで筑西市から国へ出向した、あるいは国等から筑西市へ出向した方につきましては、これまでの対象となる職員につきましては、引っ越しをいたしまして、その上でその住居地から通勤をしてございま

す。したがって、その場合ですと、新幹線等の通勤費用は発生しないのですけれども、その住所地からの通勤手当、それと条件に合えば住居手当と、こういったものを支給していたというのが実情でございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） では、今後は、そういうふうはこちらの筑西市に居住していただくということにはなくなって、あくまでも通勤するという形に、こういう人たちというのはやるということになっているのですか。

○委員長（津田 修君） 島村総務課長。

○総務課長（島村信之君） 今回の改正につきましては、職員が今までですと通勤することが困難であったことから、住所を移動しての通勤ということだったのですけれども、今後につきましては、それに加えて、今の自宅から通勤することも、どちらも選択ができると、そういうような選択肢を広げるということが今回の趣旨でございます。

以上でございます。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） ほかに質疑ございませんか。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 1か月当たり特別料金の2分の1で、上限2万円ということは、それを超える場合は本人の持ち出しという形になるのですか。

○委員長（津田 修君） 島村総務課長、お願いします。

○総務課長（島村信之君） 石嶋委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

こちらの上限を超える場合には、自己負担ということになります。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を終結いたします。

討論をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 討論を終結いたします。

これより議案第37号の採決をいたします。

議案第37号「筑西市職員の給与に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第54号「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」（分割付託分）の審査を願います。

総務課から説明を願います。

島村総務課長、お願いいたします。

○総務課長（島村信之君） 議案第54号「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」のうち、総務課所管の条例の一部改正につきましてご説明いたします。

1 ページ目を御覧願います。第1条の筑西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正でございます。このたび新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが変更されまして、それに伴い引用する政令が廃止されたことにより、新型コロナウイルス感染症の定義を新たに法律の定めに則した規定とするための改正でございます。

なお、特殊勤務手当の内容等につきましては、従来どおりで変更はございません。

3 ページ目を御覧いただきたいと思っております。最後に附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（津田 修君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

討論をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 討論を終結いたします。

これより議案第54号の採決をいたします。

議案第54号「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で、総務部所管の審査を終わります。ありがとうございました。

ここで、執行部の入替えをお願いいたします。

〔総務部退室。企画部入室〕

○委員長（津田 修君） それでは、次に、企画部所管の審査に入ります。

議案第30号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第18号）」のうち、企画部所管の補正予算について審査願います。

初めに、企画課から説明を願います。

篠崎企画課長、お願いをいたします。

○企画課長（篠崎正典君） 企画課の篠崎です。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第30号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第18号）」のうち、企画課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。第3表、繰越明許費補正の1. 追加でございます。一番上の款2総務費、項1総務管理費、事業名、公共交通対策事業500万円の補正をお願いするものでございます。これは茨城県及び三菱商事株式会社とともに自動配送ロボットの実証実験について準備を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、年度内の事業完了が困難であると見込まれたために、

実証実験の費用について明許繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。ページ中段でございますが、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2総務費国庫補助金、これは公共交通計画策定事業に対する交付額の確定によりまして、210万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、22、23ページをお開き願います。ページの中段、款18項1寄附金、目11節1ふるさと納税寄附金、説明欄1、ふるさと納税（一般）400万円の増額と、説明欄2、ふるさと納税（使途指定）2,600万円の増額は、ふるさと納税の増額が見込まれることから増額をお願いするものでございます。

続きまして、26、27ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目6企画総務費、説明欄、筑西広域市町村圏事務組合参画事業（企画総務）に151万4,000円の減額をお願いするものでございます。これは同組合の人事異動等により総務費の person 費が減額することから、分賦金を減額するものでございます。

同じく説明欄、ふるさと納税推進事業に1,458万6,000円の増額をお願いするものでございます。ふるさと納税の増額が見込まれることから、ふるさと納税寄附者に対する返礼品の経費などを増額するものでございます。

続きまして、34ページ、35ページをお開き願います。ページ中段でございますが、款8土木費、項4都市計画費、目7公園費、説明欄、筑西広域市町村圏事務組合参画事業（公園）に195万円の減額をお願いするものでございます。これは同組合の人事異動等により公園費の person 費が減額することから、分賦金を減額するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を願います。

箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） ふるさと納税なのですが、増額が見込まれるという話で、去年いろいろあったわけなのですが、それでもまだ今年は増額というようなことが見込めるわけですか、ふるさと納税について、どのぐらい。

○委員長（津田 修君） 篠崎企画課長、お願いします。

○企画課長（篠崎正典君） ふるさと納税でございますが、今年度は当初7,900万円程ということで当初予算に上げさせていただきまして、12月、ちょうど年末に日本ハムなどの贈答品関係をふるさと納税に加えたことから、寄附額がぐうっと伸びまして、12月にも1億円の補正させていただいております。さらに、年が明けましても、1億円を超えるような形で寄附をいただいておりますので、今回1億3,000万円に補正させていただくという補正でございます。

以上です。

○委員長（津田 修君） 箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） 返礼品に新たなものを加えたと、そういったものが、増額になった一つの理由なのかなということです。返礼品に新しいものを加えたということが。

○委員長（津田 修君） 篠崎企画課長。

○企画課長（篠崎正典君） 昨年度はお節で大分年度末ぐうっと伸びたのですが、今年は去年のことがありましたので、お節は一切取り扱っていなかったのですが、そういった日本ハムの贈答品等を加えること

によりまして、年度末の寄附がぐうっと伸びたというようなことが実際のところでございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） 実証実験は、今後具体的な考えというのはどうなるのですか。

○委員長（津田 修君） 篠崎企画課長、お願いします。

○企画課長（篠崎正典君） 実証実験、自動配送ロボットの実証実験のことでございますが、実際今年の2月1日から実験を予定していたものでございましたが、ちょうどコロナが増えてきたということで延期しておりました。今回また茨城県の緊急事態宣言も解除されましたことから、ちょうど年度末になりますが、3月29日から4月にかけて行うということで変更してございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） ふるさと納税した金額に対して返礼品は何%やっているのですか。

○委員長（津田 修君） それでは、篠崎企画課長、お願いします。

○企画課長（篠崎正典君） これは、返礼品につきましては国の定めがございまして、寄附額の3割というところで行っております。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 3割という国の指示がありますけれども、それに反して納税金額を上げるために、そのパーセントをもっと上げている団体というか、自治体があるでしょう、ありますよ、それは。何億、何十億と集めているところもあるのだから。これ何も3割といえど、これ多少は上回っても、俺はふるさと納税の返礼のお金を上げもいいのではないかと思うのだが、そういう案というか、考えはどうでしょうか。

○委員長（津田 修君） 篠崎企画課長、お願いします。

○企画課長（篠崎正典君） この3割という取り決めは、国のほうで報告義務がございまして、もう決まったものでございますから、これは超えることはできません。議員さんおっしゃっているのは、多分牛肉とかに別の補助金が入ってきたので安く設定をすることができて、実際は5割程度のものを3割ぐらいの値段でやっているのではないかと、そのことをおっしゃっているのではないかと思うのですが、3割というのは超えることはできません。

○委員長（津田 修君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） では、日本ハムとの交渉でもそういうことはできるのだな、日本ハムの品物を返礼品に上げるというときに。筑西市が日本ハムと話し合って、1万円のを7,000円とか5,000円で上げますから、これを上げてくださいという、そういうことはできるでしょう。

○委員長（津田 修君） それでは、篠崎企画課長、お願いします。

○企画課長（篠崎正典君） 日本ハムの贈答品でございますけれども、これにつきましては、実際にお店で販売する価格よりは、途中通しておりますので、実際安い価格で設定をしていただきます。その設定した金額の10割から見て3割でございますので、実際日本ハムの製品は寄附する方としてはお値打ちに感じられるかと思えます。

以上です。

(「なるほど、分かりました」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田 修君) それでは、質疑を終結いたします。

次に、財政課から説明をお願いします。

○財政課長(板橋 勝君) 財政課、板橋です。よろしく申し上げます。着座にて失礼します。

○委員長(津田 修君) 板橋財政課長、お願いいたします。

○財政課長(板橋 勝君) 議案第30号「令和2年度筑西市一般会計補正予算(第18号)」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。11ページの第4表、地方債補正の1. 追加でございます。減収補てん債4億9,670万円の追加をお願いするものでございます。減収補てん債は、普通交付税の基準財政収入額の算定における収入額に対し、年度途中において実際の収入見込額がその額を下回る場合に、財源補填措置として減収見込額を限度として発行できるものでございます。

対象税目としては、これまで法人市民税の法人税割、法人事業税交付金、利子割交付金の3つでございました。しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大によって、他の税目についても減収が見込まれることから、特例として地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方揮発油譲与税、市町村たばこ税の4つが追加されたところでございます。これら7つの税目において減収が見込まれることから、4億9,670万円の減収補てん債の追加をお願いするものでございます。

続きまして、12、13ページをお開き願います。同じく4表、地方債補正の2. 変更でございます。表の一番下の行、臨時財政対策債について限度額の変更をお願いするものでございます。これは、発行可能額の決定に伴いまして、1億3,320万円を増額し、14億3,320万円とするものでございます。

続きまして、18、19ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款2 地方譲与税、項1 地方揮発油譲与税2,500万円の減額、次に款3 項1 利子割交付金100万円の減額、款4 項1 項配当割交付金200万円の減額、款7 項1 地方消費税交付金8,000万円の減額、款8 項1 ゴルフ場利用税交付金150万円の減額、これら5つの減額は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって減収が見込まれることから減額をお願いするものでございます。

款10 項1 目1 地方特例交付金は、個人住民税の住宅ローン控除などに伴う地方公共団体の減収などを補填するもので、令和2年度の交付額の決定により3,212万7,000円の増額をお願いするものでございます。

款11 項1 目1 節1 地方交付税、説明欄1、普通交付税は、今年度の交付額の決定により、1億6,002万6,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、22、23ページをお開き願います。ページの中段なのですが、款18 項1 寄附金、目3 節1、説明欄1、民生費寄附金は、個人の方などからいただいた寄附金40万4,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款19 繰入金、項2 目1 節1 基金繰入金、説明欄1、財政調整基金繰入金7億830万9,000円の減額と、同じく説明欄2、減債基金繰入金2億円の減額は、今回の補正予算に伴う収支調整のために減額をお願いするものでございます。

続きまして、24、25ページをお開き願います。ページの中ほどなのですが、款22 項1 市債、目13 臨時財政対策債に1億3,320万円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、地方債の補正で

説明しましたとおり、今年度の発行可能額の決定による増額でございます。

同じく目15減収補てん債に4億9,670万円の増額をお願いするものでございます。地方債の補正で説明したとおり、普通交付税の算定対象の税目において減収が見込まれることによる増額でございます。

続きまして、26ページ、27ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、説明欄、基金管理費のうち、福祉事業基金積立金40万4,000円の増額は、個人の方などからいただいた寄附金の積立てをお願いするものでございます。

同じく地域づくり振興基金積立金2,300万円の増額、板谷波山記念館施設整備等事業基金積立金300万円の増額、こちらは先ほど企画課で説明がございましたふるさと納税（使途指定）分の増額分、そちらを積み立てるものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を願います。

それでは、石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 12ページの一番下にこの臨時財政対策債がありますけれども、これ先ほどの説明で限度額の変更ということでありましたが、この限度額の変更というのは、青天井で幾らでも変更できるのかどうか、その辺の変更の理由を伺います。

○委員長（津田 修君） 板橋財政課長、お願いします。

○財政課長（板橋 勝君） 臨時財政対策債は、交付税の算定と一緒に算定されるもので、去年の7月、交付税の結果が出て、そのときに発行可能額というのが、この13ページに示されています14億3,320万円に決定がされたので、その限度額まで今回起債をするという、そういう補正になります。あくまでも交付税算定上決定された金額に合わせて補正するということです。

以上です。

○委員長（津田 修君） ほかがございませんか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 今日現在の財政調整基金はお幾らですか。

○委員長（津田 修君） 板橋財政課長、お願いします。

○財政課長（板橋 勝君） お答えします。

今日現在ということなのですが、一般会計の18号補正予算の現在ということで。そうしますと、見込みなのですが、42億6,900万円ほどの残高になっております。

以上です。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） では、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第56号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第19号）」のうち、企画部所管の補正予算について審査願います。

なお、議案第56号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決いたします。財政課長から説明を願います。

板橋財政課長、お願いいたします。

○財政課長（板橋 勝君） 議案第56号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第19号）」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款18項1寄附金、目3節1、説明欄1、民生費寄附金は、企業からいただいた寄附金250万円の増額をお願いするものでございます。

同じく目4節1、説明欄1、衛生費寄附金は、企業などからいただいた寄附金275万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款19繰入金、項2目1節1基金繰入金、説明欄1、財政調整基金繰入金1億2,919万9,000円の減額は、今回の補正に伴う収支調整のために減額をお願いするものでございます。

次に、款20項1目1節1繰越金、説明欄、前年度繰越金1億4,416万2,000円の増額は、前年度繰越しについての精算補正をお願いするものでございます。

続きまして、16、17ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、説明欄、基金管理費の福祉事業基金積立金250万円の増額、感染症対策事業基金積立金の275万円の増額は、企業などからいただいた寄附金の積立てをお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

以上で企画部の審査を終わります。ありがとうございました。

ここで、執行部の入替えをお願いします。

暫時休憩いたします。

〔企画部退室。人口対策部入室〕

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時28分

○委員長（津田 修君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、人口対策部所管の審査に入ります。

議案第30号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第18号）」のうち、人口対策部所管の補正予算について審査を願います。

人口対策課から説明を願います。

渡辺人口対策課長、よろしくお願いいたします。

○人口対策課長（渡辺好浩君） 人口対策課、渡辺でございます。着座にて失礼いたします。

議案第30号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第18号）」のうち、人口対策課所管の補正予算についてご説明いたします。

20、21ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目2総務費交付金、節14地方創生推進交付金1,083万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは国、県との協議を経て、企画部が所管する公共交通対策事業並びにコミュニティーサイクル事業の2事業の採択を受けたことに伴い、国庫支出金を増額し、一般財源を減額する財源更正でございます。交付率は事業費の2分の1でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を願います。
よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

以上で人口対策部所管の審査を終わります。ありがとうございました。

ここで、執行部の入替えをお願いいたします。

〔人口対策部退室。市民環境部入室〕

○委員長（津田 修君） 次に、市民環境部所管の審査に入ります。

議案第30号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第18号）」のうち、市民環境部所管の補正予算について審査を願います。

初めに、消防防災課から説明を願います。

青木消防防災課長、よろしく願いいたします。

○消防防災課長（青木 徹君） 消防防災課の青木です。説明につきましては着座にて失礼いたします。

議案第30号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第18号）」のうち、消防防災課所管の繰越明許費補正について、また地方債の補正についてご説明申し上げます。

最初に、繰越明許費補正についてご説明いたします。10ページをお願いいたします。第3表、繰越明許費補正、追加でございます。1行目、款2総務費、項1総務管理費、2行目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費2,862万5,000円の繰越明許費補正をお願いするものでございます。本事業は、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用した事業であり、内容といたしましては、防災行政無線戸別受信機購入、防災備蓄倉庫設置工事の繰越しをお願いするものでございます。

まず、防災行政無線戸別受信機購入でございますが、今年度内に感染症に関する情報や災害情報を伝達するための戸別受信機を購入し、市民に貸与する予定でございましたが、令和2年12月22日付で契約した富士通製の戸別受信機に内蔵されている半導体回路を製造する事業所において、工場火災が発生しまして、工場の早期復旧が困難となったことから、納期延期が判明したため、契約金1,298万円の繰越しをお願いするものでございます。

また、防災備蓄倉庫設置工事でございますが、当初は来年度事業として実施予定でしたが、今年度内に新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金が活用できることになったことから、事業を前倒しし、令和3年3月の指名競争入札により契約締結を予定しております。しかしながら、防災備蓄倉庫は受注生産のため、工事完成が令和3年度となることから、事業予定価格1,564万5,000円の繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、地方債の補正についてご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第4表、地

方債補正、変更でございます。1行目、消防施設整備事業（防火貯水槽）の限度額を1,280万円から1,550万円に増額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記述のとおり変更はございません。なお、詳細につきましては、歳入にてご説明申し上げます。

続きまして、24、25ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。款22項1市債、目9消防債、節1消防債、説明欄2の消防施設整備事業債（防火貯水槽）270万円の増額補正をお願いするものでございます。先ほどの地方債の補正に関連するものではございますけれども、当初は茂田地内に防火貯水槽を設置する予定ではございましたが、地元自治会や地権者の皆様との協議、検討を重ねたところ、本年度内に条件に見合う土地が見つからなかったことから、改めて水利状況や火災の発生状況、自治会からの要望等を精査勘案し、本年度の防火貯水槽の設置場所を下星谷に変更することといたしました。その結果、安全対策用フェンスの設置費用や雑木の伐採、抜根等の造成費用等が必要になりまして、予算に追加することになったために、起債対象事業費の差額分270万円について、起債額の増額補正をお願いするものでございます。

なお、茂田地内の防火貯水槽の設置につきましては、早期設置に向けて、今後も引き続き地元自治会の皆様と協議、検討を進めてまいります。

続きまして、34、35ページをお開き願います。歳出でございます。款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、説明欄の消防施設整備事業（消火栓・防火貯水槽等）でございますが、歳入でもご説明いたしましたが、防火貯水槽の設置場所変更による工事内容等の変更に伴い、起債対象事業費が270万円増額したことから、一般財源を減額し、特定財源の地方債を増額されたものでございます。

消防防災課からの説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を願います。

尾木委員、お願いいたします。

○委員（尾木恵子君） 10ページのほうの繰越明許で、備蓄倉庫ということなのですが、これは場所とか備蓄倉庫のその規模的なものというのはどんな感じなのですか。

○委員長（津田 修君） 青木消防防災課長、お願いします。

○消防防災課長（青木 徹君） ご説明いたします。

令和2年度に最初に避難所を開けることということで、中学校7か所が決定いたしまして、その7中学校に、幅的には4.6メートルの2.1メートル、高さが2.5メートルの9.77平米の防災倉庫を設置する予定でございます。7か所です。

○委員長（津田 修君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 中学校区ごとにできるというのは、とてもいいことだと思うのですが、その備蓄品の種類というのがあるではないですか、だからその辺、やはり私もずっと偏ったところの備蓄倉庫というのをすごく今までも何回か質問させていただいて、やはり市内全域でやるべきだなと思っていたのが、中学校ということによかったのですけれども、どの程度の備蓄品を置くつもりなのでしょうか。

○委員長（津田 修君） それでは、青木消防防災課長、お願いします。

○消防防災課長（青木 徹君） お答えいたします。

倉庫の中に入るものとしたしましては、今年700個ほどワンタッチパーティションを買わせていただきましたので、各中学校にワンタッチパーティションを80個ずつ置かせていただいて、あとロールマットとい

って、ワンタッチパーティションの下に敷くロールマット、あれを10本入れさせていただきました。あと避難所開設セットとって、今年はずい消毒液とかいろいろ多くなってしまったのです。その分の保水箱を4箱、あと毛布を10枚入りを5箱、保存水を24本入りを5箱、ドラムリールという電気を引くやつです。あれを1個と、あとごみ箱を2個、あとはその他として、いろいろ以前に小学校とか中学校に置かせていただいているものもごございますので、その辺のものも、ここに入ればいいかなと思っております。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

○委員（尾木恵子君） はい。ありがとうございます。

○委員長（津田 修君） それでは、赤城委員、お願いします。

○委員（赤城正徳君） 今現在筑西市には防火水槽は何基あるのですか、そしてこれからもどのくらいの数が必要なのですか。

○委員長（津田 修君） それでは、青木消防防災課長、お願いします。

○消防防災課長（青木 徹君） およそで申し訳ないです。今いろいろ私設、公設含めまして、800ぐらいの防火貯水槽があると記憶にあります。その中で今増やさせていただいているのは、茂田なんかは去年防火貯水槽1基を解体させていただきました。その分、解体するのに伴いましてもう1基増やそうと、だから1基減って1基増やすというような形で、一応基本はやらせていただいております。今回の下星谷のほうは、昨年の火事に伴い、ちょっと水利が足りないところがありまして、その辺を追加してやらせていただいていると。むやみに増やすものではないのですけれども、一応現場とか確認させていただいて、ちょっとこの辺夏の水利はあるのですけれども、冬になると渇水期になってしまって水がなくなってしまったら、これ冬のほうが火災は多いのに大丈夫かなというところは、ちょっとやらせていただいている次第でございます。

以上です。

○委員長（津田 修君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） これからもこの筑西市には何基ぐらいは必要かなと思っているのですか。

○委員長（津田 修君） それでは、青木消防防災課長、お願いします。

○消防防災課長（青木 徹君） 筑西市のほうは、結構防火貯水槽というのは他の市町村に比べては多いような状況でございます。防火貯水槽もむやみに増やすと、やはり維持管理費というのが今度、簡単に壊れるものではないのですけれども、やはり物ですから、いずれは大地震とか災害でひびが入ってしまったりもする可能性もございまして、安いものではないので、なかなかすぐにといいことはないのですけれども、現場を確認しながら、状況に合ったところではしようがないかなということで、1基増設するような形でやっていきたいと思っております。

○委員長（津田 修君） 赤城委員、お願いします。

○委員（赤城正徳君） 防火水槽も造ってから何年というような期間もあると思うのです。それで、今現在は1基当たり5,000円をその地主さんへ払っていると、1基当たり5,000円、貯水槽は。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（赤城正徳君） （続）そして800基としたら、5、8、40だから、桁が。

だから、もう古くなったから、ここは貯水槽のある場所を出入り口にしたいのだと、だからこの貯水槽を壊してもらいたいとか、移してもらいたいとか、そういう事例はあるのですか、それともそういうこと

が可能なのですか。

○委員長（津田 修君） それでは、青木消防防災課長、お願いします。

○消防防災課長（青木 徹君） お答えいたします。

今赤城委員が申したとおり、ちょっと前までは、1世代前までは、消防の施設だから協力してあげなよということで、自分の庭先に貯水槽を造っていただいたおうちというのが結構多かったです。それが昭和20年から30年にかけて造ってあるものがあるのですけれども、やはり世代が変わってきますと、息子さんに土地を譲ったり、そういうときに、申し訳ないのだけれどもという事例は年に何基かあります。そういう事例に伴って現場を確認させていただきまして、一応お願いはするのですけれども、やはり次世代に譲る際に、貯水槽のところを家を建てたいとか、そういうところがありますので、そういう際にはちょっと相談させていただいて、撤去という事例もございます。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、環境課から説明を願います。

それでは、仁平環境課長、お願いいたします。

○環境課長（仁平正幸君） 着座にて説明させていただきます。

議案第30号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第18号）」のうち、環境課所管の補正についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の30ページ、31ページをお開き願います。歳出となります。款4衛生費、項1保健衛生費、目7環境衛生費、筑西広域市町村圏事務組合参画事業（火葬場）、負担金補助及び交付金でございます。こちらにつきましては、筑西広域市町村圏事務組合火葬場の運営に係る分賦金でございまして、職員の人事異動に伴い、人件費等関係経費に変更が生じたことから、121万4,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款4衛生費、項2清掃費、目2ごみ・し尿処理費、筑西広域市町村圏事務組合参画事業（ごみ・し尿）、負担金補助及び交付金でございまして、こちらは筑西広域市町村圏事務組合環境センターの運営に係る分賦金でございまして、職員の人事異動に伴い、人件費等関係経費に変更が生じたことから、225万円の増額をお願いするものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

以上で、議案第30号について、全ての部の説明、質疑を終結いたしました。

議案第30号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第30号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第18号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の

挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(津田 修君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第40号「筑西市墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正について」審査を願います。

それでは、環境課から説明を願います。

仁平環境課長、お願いいたします。

○環境課長(仁平正幸君) 引き続きご説明いたします。

議案第40号「筑西市墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

こちらの条例改正ですが、市営墓地の使用権の承継に関する規定のほか所要の改正をするものとなっております。市営墓地の承継に関するご相談の多くは、これまで現在の使用者が亡くなって、配偶者や直系親族の方に使用権を承継したいというものでございました。近年墓地使用者が亡くなる前に生前承継をしたいというご相談や、親族でない方に承継させたいというご相談を受けるようになっております。

筑西市墓地の設置及び管理に関する条例におきましては、墓地使用権を他人へ譲渡するということを禁じていることから、譲渡と承継が曖昧にならないように、現行の条例では、全て届出をさせていただいております墓地使用権の承継を、申請による許可制を原則としまして、配偶者や一定範囲内の親族が承継される場合には、従来どおり届出をさせていただこうとするものでございます。

条文の改正でございますが、条例第11条第1項中「、その他の事由」とありますのを、読点を削除しまして、「その他の事由」に改め、同条第2項中「その旨を市長に届け出て、その承認」を「市長に申請し、その許可」に改め、同条に第3項、「前項の規定にかかわらず、第1項に規定する地位を承継した者が現に当該墓地の使用権を有する者の配偶者その他市規則で定める者であるときは、当該墓地の使用権を承継する旨を市長に届け出てその承認を受けなければならない。」を加えるものでございます。

また、第14条第1号中「経過しても承継者がいないとき」を「経過する日において当該墓地の使用権を承継する者がいないとき」と改めます。

附則につきましては、条例の施行日を令和3年4月1日と定めるものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長(津田 修君) それでは、質疑を願います。

石嶋委員、お願いします。

○委員(石嶋 巖君) この筑西市墓地ということなのですが、規模はどのぐらいあるか伺います。

○委員長(津田 修君) 仁平環境課長、お願いします。

○環境課長(仁平正幸君) お答えいたします。

筑西市内の墓地なのですけれども、市営墓地というものは現在市内に3か所整備してございます。3か所といいますと、明野地区では明野墓地と富士見霊園墓地というものが2か所ございます。それと協和地区、協和台原公園墓地というのがございます。規模、区画の数でございますけれども、明野墓地は321区画整備してあります。富士見霊園につきましては164区画、協和台原公園墓地につきましては、一部未整備ではあるのですけれども、計画の区画数としましては1,291区画でございます。使用済みの区画につきましては、明野墓地は273区画、富士見霊園につきましては、164区画全て使用していただいているような状況でございます。協和台原公園墓地につきましては、現在709区画が使用済み区画となっております。

以上です。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 討論を終結いたします。

これより、議案第40号の採決をいたします。

議案第40号「筑西市墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正について」賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第56号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第19号）」のうち、市民環境部所管の補正予算について審査を願います。

市民安全課から説明を願います。

西秋市民安全課長、よろしくお願ひします。

○市民安全課長（西秋 透君） 市民安全課長の西秋でございます。着座にて失礼いたします。

議案第56号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第19号）」のうち、所管の補正予算についてご説明いたします。

16ページ、17ページをお開き願います。款2総務費、項1総務管理費、目13交通安全対策費、節12委託料、説明欄の交通安全対策推進事業、下館駅南・北自転車等駐車場指定管理委託料として78万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。増額の理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少のため、当初の収支計画に対して利用料金収入が著しく減少しております。そのため指定管理委託料を増額し、指定管理者の事業運営を支援するものでございます。

指定管理料の積算につきましては、過去3年間の平均収入額と令和2年度の収入見込額、この差額を収入減少の見込額と設定し、そこから昨年4月、5月の高校の臨時休業に伴う学生等定期利用者の利用期間延長に対する支援金を控除した額を収支影響見込額としたものです。この額を上限としまして、令和3年3月31日までの収支実績による収支影響額を確定しまして、指定管理委託料の増額を行うということになってまいります。

説明は以上でございます。

○委員長（津田 修君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 新型コロナで利用者が減ったということなのですが、具体的に何件減ったか、お聞きいたします。

○委員長（津田 修君） それでは、西秋市民安全課長、お願いします。

○市民安全課長（西秋 透君） 減少の見込みにつきましては、指定管理者であるシルバー人材センターで3月末までの想定を策定していただいております。影響額としましては、総額で138万5,823円、こちらが収入減少の見込額ということになってございます。これにつきましては、過去3年の平均との差額のほ

うで策定しているということでございます。ちなみに、今年度の収入減少の見込額は386万2,549円ということでございます。

以上です。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

以上で、議案第56号について、全ての部の説明、質疑を終了いたしました。

議案第56号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 討論を終結いたします。

これより、議案第56号の採決をいたします。

議案第56号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第19号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で市民環境部の審査を終わります。

執行部は退室を願います。

ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

〔執行部退席〕

○委員長（津田 修君） これで総務企画委員会に付託されました議案の審査を終了いたします。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任をいただきたいと思います。

以上をもちまして、総務企画委員会を閉会といたします。

閉 会 午前11時57分